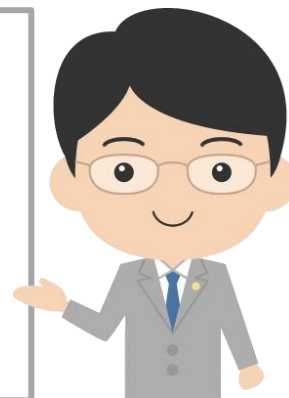


### 換地処分に向けての施行者からのお願い

#### 地権者及び利害関係者の皆様へ

皆様のご協力のおかげで事業は終盤を迎え、6月に換地処分の公告を予定しております。

換地処分の公告の後には、土地の登記、清算金の徴収交付事務を予定しておりますが、今回は換地の合併・分割や所有権等の権利の移転について、留意事項をお話しさせていただきます。



#### 【ご留意いただきたいこと】

- ・ 当事業では、令和2年4月より順次、換地処分通知を発送しています。今後、全ての通知の発送及び到達の確認がとれれば、兵庫県に換地処分の完了届を提出します。

その完了届及び換地処分通知の到達について兵庫県の確認後、兵庫県にて「換地処分の公告」がなされます（6月末予定）。換地処分の公告により、皆様の権利は法的に新たな換地に移りますので、公告後、直ちに法務局にて換地処分の登記を行います。

- ・ 当事業では、平成30年10月31日よりこれまで、やむを得ない事象に限り、分割換地及び合併換地のご要望にお応えしてまいりましたが、分割換地及び合併換地につきましては、従前地の分筆や換地の調整におよそ2カ月の期間を要するため、4月末を目途に自粛していただきますようお願いいたします。

また、換地処分の公告の日までに「所有権の移転」「抵当権の設定」等の権利の移転があった場合は、新たな権利者に換地処分通知を送付し、その全ての到達確認がとれない場合、換地処分の公告が行えないため、権利の移転につきましても、5月末を目途に自粛していただきますようお願いいたします。

なお、換地処分の登記申請については、現在7月初旬を予定しておりますが、法務局から、登記完了までに3カ月程度の期間を要するとの説明があり、その期間は全関係権利者における権利の移転登記が行えません。

よって、権利の移転をお考えの方は必ずキセラ川西推進課までご連絡をお願いします。

事前にご相談いただくことで、対応できることもありますので、ご連絡お待ちしております。





### 【ご留意いただきたいこと】

- ・現在、新型コロナウイルス感染症予防の取組みとして、川西市、兵庫県を含むその他の官公庁においても出勤者削減と在宅勤務等の体制をとっており、これまでご説明していたスケジュールについて、遅れが出る可能性があります。
- ・遅れから生じる、権利の移転等のご要望につきましては、状況に応じた柔軟な対応を行ってまいりますので、引き続き皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

## キセラ川西地区内建築主のみなさまへ『電気・ガス等の消費量調査』ご協力のお願い

### ・調査目的

「キセラ川西低炭素まちづくり計画」の達成状況を的確に分析、評価を行うために、キセラ川西地区内で建築行為を行われた方を対象として、地区内建築物の電気・ガス等の消費量を調査し、一次エネルギー消費量の把握を行っています。

地区内で使用されたエネルギー消費量の調査・集約を行うことで、取り組みを始める以前と比べ、どれだけ省エネルギー化（低炭素化）が図れたか、状況の把握を行います。その結果により評価を行い、さらなる取り組みの実施や計画の改善を図っていきます。

### ・調査概要

対象建物：平成31年3月末までの竣工建物

調査対象期間：平成31年4月から令和2年3月の使用量

この調査は、調査にご協力下さいました建築主の皆さまのご協力により成り立つものであり、調査対象者の方々に対しましては、心より感謝申し上げます。



## 土地区画整理法第76条に基づく許可申請について

阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業では、地区内で建築物や工作物の新築・改築や土砂の堆積等の土地の形質を変更する場合には、川西市に対して土地区画整理法第76条に基づく許可申請をする必要がありますが、令和2年6月末に予定している換地処分の公告の日の翌日をもって、その許可申請が不要となりますので、よろしくお願ひします。

## 建築行為等の手続条例の一部改正のお知らせ

「建築行為等の手続条例」が一部改正され、令和2年6月末に予定している換地処分の公告日の翌日以降も引き続き、地区内で建築行為等を行う場合は、「建築行為等の手続条例」に基づく事前協議の手続きが必要となります。

なお、改正後の条例は、換地処分の公告のあった日の翌日から適用になりますが、換地処分の公告の日までの間は、引き続き改正前の条例が適用されます。

### ■改正の主な内容

- ・対象を「土地区画整理法第76条の許可が必要なもの」から「建築基準法に基づく確認申請が必要な建物」と変更
- ・施行期間を「キセラ川西低炭素まちづくり計画」にあわせた期間とする。

### ■施行日

- ・土地区画整理法第103条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から施行する。

# キセラ川西推進課 令和2年度新体制のお知らせ

土 木 部 (部 長 :酒本恭聖)  
(副部長 :五島孝裕)

キセラ川西推進課 (課 長:福庭高生)

主 査 : 錦 織 淳 二  
主 任 : 古 山 拓 育  
担 当 : 山 村 俊 樹  
担 当 : 西 崎 友 紀  
担 当 : 名嘉眞 佑  
担 当 : 三 浦 達 矢  
再 任 用 : 津 賀 治 郎  
専 門 員 : 岡 筋 政 之

4月の人事異動に伴ない、左記のような体制となりました。

今後とも事業完了を目指し、職員一丸となって取り組んで参りますので、ご支援ご協力よろしくお願いいたします。



「川西市ふるさとづくり寄附金」の使い道に「キセラ川西せせらぎ公園への活用」が選ばれます。

キセラ川西せせらぎ公園は、公園の設計段階から市民が参加し、市民自らが「私たちの公園」と愛着を持って育てていけることをめざしています。公園を中心とした積極的な市民の皆さんの活動や、この公園の発展を是非応援してください。

建築物の建築などを行う場合、土地区画整理法第76条許可申請・地区計画の届出が必要です。また、「中央北地区まちづくり指針」や「低炭素まちづくり計画」等に基づいた建築計画であるかを確認するため、事前に「建築行為等の手続条例」に基づく協議が必要です。

川西市 土木部 キセラ川西推進課 TEL: 072-740-1203

⇒阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業に関して

土木部 公園緑地課 TEL: 072-740-1185

⇒公園利活用、パークオフィスキセラ丸及びキセラ★カフェなどの  
市民参画について

FAX: 072-740-1330

日時: 午前9時~午後5時半 (ただし、土曜・日曜・祝日は除きます)

HP: <http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/machi/cyuoukitaseibi/index.html>